みんなで守ろう交通ルール。

笑顔でつくる交通安全

子供を始めとする歩行者の安全確保

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

4月10日（日）は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動

令和4年4月6日（水）～15日（金）

チャイルドシート着用推進シンボルマーク「カチャピョン」

交通安全サイトへ！

内閣府・鳥取県交通対策協議会

春の全国交通安全運動
鳥取県実施要綱

目的

新入学児童等を始めとする歩行者の安全確保、自動車運転者に対して歩行者保護意識の向上、飲酒運転等を始めとする危険な運転の根絶を目指し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

重点

- 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

期　間	令和４年４月６日（水）　～　４月１５日（金）
交通事故死ゼロを目指す日	４月１０日（日）
交通マナーアップ強化日	４月１５日（金）
スローガン	ゆとり持つ　時間に気持ちに　車間距離

１　子どもを始めとする歩行者の安全の確保

子どもをはじめとする歩行者は

- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守り、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はしないことに加え、安全を確認してから横断し、横断中も左右の安全を確認しましょう。
- 高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を認識し、安全な交通行動を実践しましょう。
- 夕暮れから夜間の外出時は明るい服装を心掛け、反射材用品の着用やLEDライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。

学校・道路管理者・関係機関は

- 新たな環境で通学等を始める児童・生徒に対して、交通安全教室を開催するなどの交通安全教育を推進しましょう。
- 通学路等において危険箇所の把握を行い、危険性を正しく判断した上、解消に向けた取組を推進しましょう。
- 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路において、見守り活動等を推進しましょう。
- 「ゾーン３０」等による低速度規制の設定や「スムーズ横断歩道」の設置を検討するなどの生活道路対策を推進しましょう。

【スムーズ横断歩道】
横断歩道の位置になだらかな段差を設置し、横断歩道の高さが上がることで、車両の速度を低下させ、歩行者の横断を安全にするもの

２　歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

運転者は

- 横断歩道付近ではスピードを落とし、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、歩行者を優先しましょう。
- 横断歩道手前で停止した時は、歩行者に対して手を指し示すなど、横断を優先する合図を行いましょう。
- 夕暮れ時の交通事故を防止するため、日没３０分前には前照灯を点灯し、夜間は昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。
- 運転中のスマートフォン使用などは大変危険です。安全な場所に駐車してから使用しましょう。
- 夜間の対向車や先行車がいない場合は、ハイビームを有効に活用しましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の導入を検討しましょう。
- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底しましょう。

歩行者は

- 道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号機のない横断歩道では運転者に手を上げる、手の平を見せるなど横断する意思を明確に伝えましょう。

事業所・関係機関・団体等では

- ひし型の道路標示の意味の周知及び同道路標示の場所では横断歩道直前で停止可能な速度へ減速するよう啓発しましょう。
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、飲酒運転根絶への取組を推進しましょう。
- 安全運転管理者は、運転者の点呼時によるアルコールチェックを徹底しましょう。

次頁へ

重点

◆安全運転管理者によるアルコールチェックの義務化◆

改正道路交通法施行規則が順次施行

○令和４年４月１日施行

・運転前後の運転者の状態を目視等で確認し、運転者の酒気帯びの有無確認
・酒気帯びの有無について記録し、記録を１年間保存

○令和４年１０月１日施行

・アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無確認
・アルコール検知器を常時有効に保持

３　自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車利用者は

- 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など、自転車の交通ルールを遵守しましょう。
- 自転車利用時の飲酒運転・二人乗り等の禁止の徹底と、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はやめましょう。
- 自転車利用中の交通事故による損害を賠償するための保険、または共済（自転車損害賠償保険等）への加入に努めましょう。

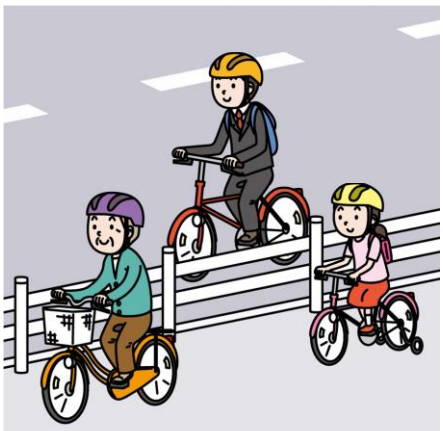

高齢者や子どもなどは歩道の通行も可能

家庭・地域・学校等では

- 「自転車安全利用５則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、二人乗・並進の禁止や交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等について指導しましょう。
- 乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。

関係機関・団体は

- 自転車を用いた業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや街頭における指導啓発、交通ルール遵守の呼びかけを推進しましょう。
- 自転車利用者の安全な通行を確保するため、交差点、自転車道、歩道等における交通安全点検を促進し、自転車通行環境整備の推進を図りましょう。

チャイルドシートの使用推進に努めましょう

チャイルドシートは正しく使用しましょう

入園による子どもの送迎などがスタートする時期です。

保護者が正しく使用することによって、乗車中の交通事故発生時に救命及び被害軽減に高い効果を発揮します。

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用と併せ、かけがえのない命を守りましょう。

■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会（鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地　　電話(0857)26-7989／ﾌｧｸｼﾐﾘ(0857)26-8171